

れいわ ねん がつかいてい
令和6年1月改訂

せいとこころえ
生徒心得

あいちけんりつとよかわとくべつしえんがっこう
愛知県立豊川特別支援学校

目次

はじめに こころえ もくてき ~心得の目的~

第1章 だいいしょう がっこうせいかつ かん 学校生活に関すること

第2章 だいいしょう ふくそう どうはつ かん 服装・頭髪に関すること

第3章 だいいしょう つうがく かん 通学に関すること

第4章 だいいしょう とくべつしどう かん 特別指導に関すること

第5章 だいいしょう た その他

はじめに ～生徒心得の目的～

高等部での生活は、社会へ出て行くための準備期間として、大変重要な3年間となります。
規則正しい生活を送るという基本的なことはもちろんのこと、社会のルールやマナーを守る意味
や大切さを理解し、実行していくことが大切です。
以下に示す学校のルールをしっかりと守って生活していきましょう。

第1章 学校生活に関すること

1 登校・下校

(1) 登校について

保護者送迎の登校時間は8時45分から8時55分とする。

自力通学生は8時30分から8時55分までに登校する。

部活動などの朝練習がある場合は、練習開始時刻の30分前から登校可能とする。

(2) 下校について

下校時刻は15時とする。

放課後の部活動がある日は16時とする。

2 挨拶・返事

(1) 「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」などの挨拶が、笑顔で、

あかるく、いつも、さきに、つたわる ようにする。

(2) 名前を呼ばれたら、「はい」としっかり返事ができるようにする。

3 学習

(1) まじめに授業を受け、積極的に学習する。

(2) いつでも時間を守り、教室の移動・準備は授業開始までにする。

(3) 授業の開始・終了時には起立して礼儀正しい挨拶をする。

(4) 学習の妨げとなる以下の行為は禁止とする。

・授業に関係のない話をしない。

・不必要な場面で席を立て歩かない。

・許可なく教室を出て行かない。

・登校後は、先生の許可なく校外に出ない。

4 持ち物

- (1) すべての持ち物には必ず名前を書き、自分で管理する。
- (2) 貴重品（通学定期、財布、スマートフォン、携帯電話、自転車や家の鍵等）は登校後学級担任に預ける。
- (3) 現金は持ってこない。ただし、片道の通学費程度は可とする。
- (4) 黒、灰色、紺を基準とした色のかばんを使用する。
- (5) 学校生活に必要なものはない物は持ってこない。

【学校生活に必要なもの例】

・ゲーム（ゲーム機、カード類など） ・学校生活で必要のない本 ・おもちゃ
・携帯用音楽再生機関係（イヤホン、携帯スピーカーなど）
・危険な物（カッター、刃物）
※分からない場合は、担任に相談しましょう。

5 身分証明書

自力通学生は登下校時必ず持ち歩く。万が一、紛失・破損した場合は再発行をするのですぐに担任に申し出る。

第2章 服装・頭髪に関すること

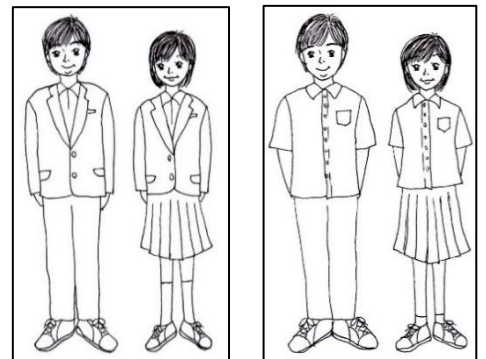
1 登下校、学校内外における学習活動での服装

(1) 制服

学校指定の制服を着用する。衣替え期間は設けず気候に応じて調整する。

【正しい制服の着方】

- ① 水色シャツ（長袖）はズボン、スカートの中に入れる。
水色シャツ（半袖）はズボン、スカートの外に出す。
- ② スカートを折り曲げる、切るなどは禁止とする。
- ③ インナーは無地に努める。
- ④ 靴下は白、黒、灰色、紺を着用する。
- ⑤ ベストやセーター、カーディガンなどを着用するときは、必ずブレザーの中に着用する。
- ⑥ ブレザーの中にパーカーを着用するときは、フードがブレザーから出ないようにする。



⑦清潔な身なりを心掛ける。

(2) 体操服

①本校指定の体操服を着用する。

②冬季は、長ズボンの下に黒、紺の無地のタイツを認める。

③運動時にフード付き防寒着は禁止とする。

④気候に応じて調整する。着脱、調整しやすくするため、半袖体操服、ハーフパンツの下に袖、裾より長い衣類は着用しないこととする。

2 防寒着(コート、ウインドブレーカー、マフラー、手袋、ネックウォーマー、耳当て、帽子、タイツ、ストッキングなど) ※無地に努める

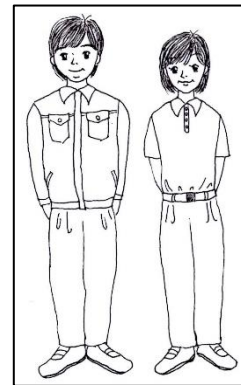
(1) 必要に応じて白、黒、灰色、紺を基準とした色の防寒着を着用する。

(2) 教室内での防寒具は、担任と相談の上着用する。

3 作業服

(1) 学校指定の長袖・長ズボン

(2) 気候に応じて白ポロシャツ



4 靴

(1) ブーツ、厚底靴、サンダルでの通学は禁止する。

(2) 体育などで運動するときは運動靴で参加する。

(3) 雨天時の長靴使用は認める。

(4) 上履き、体育館シューズは場所に合わせて履き替える。

5 髪型

(1) 清潔な状態を保つ。

(2) 前髪は目に掛からないようにする。

(3) 肩より長い場合は、ヘアゴム、ヘアピンでまとめる。

(4) パーマ、染色、剃り込みや奇抜な髪型等は禁止とする。

6 その他

(1) 化粧、マニキュア、装飾品の着用は禁止とする。

(2) 病気・けがなどの正当な理由で服装等の変更、装飾品等を着用する必要がある場合は「内容変更願」を提出する。

だい しょう つうがく かん 第3章 通学に関すること

こうつうきそく こうきょうこうつうきかん まも がっこう とどけて けいろ つうがく
交通規則や公共交通機関のルールやマナーを守り、学校に届出した経路で通学すること。

と ほつがくじ 1 徒歩通学時

- どうろ いちれつ ろそくたい ある
(1) 道路では一列で路側帯を歩く。
- おうだん ほどう ふ き むり おうだん しんごう まも さゆう かくにん わた
(2) 横断歩道や踏み切りでは、無理な横断はせず、信号を守り左右を確認してから渡る。

でんしゃつうがくじ 2 バス・電車通学時

ほか じょうきやく めいわく まも じょうこう じゆんばん はし おお こえ おと だ
他の乗客に迷惑をかけないようにマナーを守る。(乗降の順番・走らない・大きな声や音を出さない・通路を塞がないなど)

じてんしゃつうがくじ 3 自転車通学時

- こうつうきそく まも つね あんぜんうんてん
(1) 交通規則を守り、常に安全運転をする。
- かなら ちゃくよう
(2) ヘルメットを必ず着用する。
- うてん じ ちゃくよう
(3) 雨天時は、レインコートを着用する。
- じてんしゃ ていきてき せいび
(4) ブレーキやハンドルなど自転車を定期的に整備する。
- ぼうはんとうろく
(5) 防犯登録をする。
- じてんしゃそんがいばいしょうほけんとう かにゆう
(6) 自転車損害賠償保険等に加入する。

た 4 その他

とうげこうちゅう か もの きんし
登下校中の買い物を禁止とする。

だい しょう とくべつしどう かん 第4章 特別指導に関すること

とくべつしどう たいしょうこうい 1 特別指導の対象行為

いほうこうい きつえん いんしゆ せつどうどう ぼうりよくこうい きぶつはそん はんしゃかいてきこうどう ふてきせつ たしや
違法行為(喫煙、飲酒、窃盗等)、暴力行為、器物破損などの反社会的行動、不適切な他者
との関係、不適切な情報の取り扱い、無断外泊

とくべつしどう じっし せいとしどういいんかい けつぎ おこな
※特別指導の実施については、生徒指導委員会にて決議を行う。

とくべつしどう ないよう 2 特別指導の内容

- せつゆ こうちようせつゆ かんけいしよくいんせつゆ
(1) 説諭(校長説諭・関係職員説諭)
- ほうしさがきょうどう
(2) 奉仕作業等

3 特別指導の実施場所

原則学校で行う。

4 特別指導を受ける生徒

- (1) 生徒は、登校後、定められた日課に従い、自分自身を見つめなおす。
- (2) 生徒は、特別指導後の生活について考える。
- (3) 登下校は、原則保護者送迎とする。

第5章 その他

1 スマートフォン・携帯電話

- (1) スマートフォン・携帯電話の所持については、生徒と保護者が十分な話し合いをもち、家庭や学校における約束・ルールを守って使用する。
携帯電話・スマートフォンの使用ガイドライン10箇条!を守る。
- (2) 使用目的は、登下校時の保護者・学校との緊急連絡に限ることとする。友達との連絡に使用しないようにする。緊急時以外の使用は認めないこととする。
- (3) 登校後電源を切り担任に預け、下校時に受け取る。
- (4) 自分の電話番号やメールアドレス、IDを教えないようにする。また、他人の連絡先を勝手に教えたり、SNSのグループ等に入れたりしないこととする。
- (5) ルールが守られないときは、学校で預かり、指導後に保護者へ返却する。

2 アルバイト

アルバイトは原則禁止とする。

3 外出・外泊

- (1) 保護者同伴でない外出は、行き先、目的、帰宅時刻を必ず家の人に伝える。
- (2) 夜7時以降の外出は保護者同伴とする。
- (3) 保護者の管理下でない外泊はしないこととする。

4 周囲の人とのかかわり

適切な距離を守って、節度ある行動をとる。

5 器物破損

がっこうの物や登下校中に他人の物を壊したときはすぐに担任に届け出る。

6 在校中の運転免許証の取得

原則として認めない。ただし、就職内定者で会社側から運転免許証取得の依頼を受け、学校が許可できると判断したものについては認める。